特定施分居者生活演の案内

足腰が弱くなってきた・・ 移動が困難になってきた・・

掃除などが行きとどかなくなってきた・・ 外出をしたいけど一人では行けない・・ 寝たきりにな

った・・ こんな時、ケアハウスでずうっと暮らしていけるだろうか・・・?

安心生活のサポート

特定施設入居者生活介護事業は、入所者の一人一人がその介護の状態に応じて、自立した生活が営めるようサービスを提供します。

どんな人が利用できるの・・・?

対象者は、ケアハウスに入居されている方で、介護認定を受けた 方が利用できます。

サービスを受けるには・・・?

施設(ケアハウス)と特定施設入居者生活介護事業の契約をしていただき、必要なサービスを相談して、特定施設入居者生活介護における介護保険サービスを受けることが出来ます。

どんなサービスが受けられるの・・・?

入浴、排泄、食事、着替え等の介護、その他生活上の世話、清掃、 洗濯等の家事援助、機能回復訓練、健康管理、相談援助など・・ 介護度に応じたサービスを提供します。

サービスの料金は・・・?

- (1)介護職員処遇改善加算 交付金相当分を介護報酬に円滑に移行し加算創設
- (2)医療連携加算 80単位/月
- (3)夜間看護体制加算 10単位/日 (要介護者対象)
- (4)看とり加算 死亡日以前 4~30日前 80単位/日 死亡日前日および前々日 680単位 死亡日 1280単位 ※下記の自己負担額は(1)(2)(3)が加算された額です。

介護度に応じて一割の自己負担があります。

介護認定の種類	自己負担額(31日)
要 支 援 1	6,430 円
要 支 援 2	14,751 円
要 介 護 1	18,539 円
要 介 護 2	20,741 円
要 介 護 3	23,072 円
要 介 護 4	25,273 円
要 介 護 5	27,540 円